



# 鳥取県公報

平成 25 年 3 月 5 日 (火)  
第 8 4 7 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |  |
|--------|--|
| ◇ 告 示  | 生活保護法による介護機関の指定 (145) (福祉保健課) . . . . . 2            |
|        | 生活保護法による介護機関の変更の届出 (146) (〃) . . . . . 2             |
|        | 飼料の試験の結果の概要 (147) (畜産課) . . . . . 3                  |
|        | 保安林の指定施業要件の変更予定 (148) (森林・林業総室) . . . . . 3          |
|        | 土砂災害警戒区域の指定 (5 件) (149~153) (治山砂防課) . . . . . 4      |
|        | 土砂災害警戒区域の図面の変更 (2 件) (154・155) (〃) . . . . . 7       |
|        | 土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) (156・157) (〃) . . . . . 10       |
|        | 指定居宅サービス事業者の指定 (158) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 13     |
|        | 指定介護予防サービス事業者の指定 (159) (〃) . . . . . 13              |
|        | 指定居宅サービス事業者の指定 (160) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 14     |
|        | 指定介護予防サービス事業者の指定 (161) (〃) . . . . . 14              |
|        | 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (162) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 14  |
|        | 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (163) (〃) . . . . . 15           |
|        | 開発行為に関する工事の完了 (164) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 15      |
|        | 清算法人中浜地区土地改良区の清算人の就任 (165) (西部総合事務所農林局) . . . . . 15 |
| ◇ 教委告示 | 技能教育のための施設及び連携科目等の指定 (3) (高等学校課) . . . . . 16        |
|        | 指定技能教育施設の変更の届出 (4) (〃) . . . . . 16                  |
|        | 指定技能教育施設の連携科目等の指定等 (2 件) (5・6) (〃) . . . . . 17      |

# 告 示

## 鳥取県告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名称      | 主たる事務所の所在地   | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地   | 居宅介護事業の種類 | 指定年月日     |
|---------|--------------|------------|---------------|-----------|-----------|
| 医療法人昌生会 | 米子市中島二丁目1-46 | デイサービス新田   | 米子市車尾二丁目24-19 | 通所介護      | 平成25年2月1日 |

### 2 介護予防事業者

| 名称      | 主たる事務所の所在地   | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地   | 介護予防事業の種類 | 指定年月日     |
|---------|--------------|------------|---------------|-----------|-----------|
| 医療法人昌生会 | 米子市中島二丁目1-46 | デイサービス新田   | 米子市車尾二丁目24-19 | 介護予防通所介護  | 平成25年2月1日 |

## 鳥取県告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

| 名称               | 主たる事務所の所在地  | 居宅介護事業所の名称              | 居宅介護事業所の所在地     | 変更年月日       |
|------------------|-------------|-------------------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 | 倉吉市葵町717-3  | 社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会通所介護事業所 | 倉吉市関金町関金宿1115-2 | 平成21年4月1日   |
| 静和会しらゆき有限公司      | 鳥取市千代水四丁目43 | しらゆきデイサービスセンター          | 鳥取市千代水四丁目43     | 平成23年12月13日 |
| 株式会社ハピネライフケア     | 米子市錦町三丁目77  | ハピネヘルパーステーション           | 米子市米原七丁目2-18    | 平成24年3月23日  |

### 2 介護予防事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 変更年月日 |
|----|------------|------------|-------------|-------|
|----|------------|------------|-------------|-------|

|                  |                 |                    |                  |             |
|------------------|-----------------|--------------------|------------------|-------------|
| 静和会しらゆき有限<br>会社  | 鳥取市千代水四丁<br>目43 | しらゆきデイサービ<br>スセンター | 鳥取市千代水四丁<br>目43  | 平成23年12月13日 |
| 株式会社ハピネライ<br>フケア | 米子市錦町三丁目<br>77  | ハピネヘルパーステ<br>ーション  | 米子市米原七丁目<br>2-18 | 平成24年3月23日  |

**鳥取県告示第147号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成25年1月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 製造事業場の<br>所在地及び名称         | 収去場所                             | 飼料の名称  | 製造年月    | 試験項目  |     | 違反の有<br>無及び違<br>反の内容 |
|---------------------------|----------------------------------|--------|---------|-------|-----|----------------------|
|                           |                                  |        |         | 動物性飼料 | 肉骨粉 |                      |
| 日野郡日南町<br>日南TMRセン<br>ター   | 日野郡日南町神戸上<br>3337-3<br>日南TMRセンター | 鳥取ミックス | 平成25年1月 | 動物性飼料 | 肉骨粉 | 無                    |
| 鳥取市<br>有限会社ティー<br>エムアール鳥取 | 鳥取市上原897-1<br>有限会社ティーエム<br>アール鳥取 | タイプkW  | 〃       | 〃     | 〃   | 〃                    |
| 東伯郡琴浦町<br>川東飼料組合          | 東伯郡琴浦町大字金<br>屋大高谷22-83<br>川東飼料組合 | TMR    | 〃       | 〃     | 〃   | 〃                    |

**鳥取県告示第148号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字若浪943から947まで、992から996まで、998、999、字口若浪952の1、953、954の1から954の3まで、955、956の1、956の2、957の1、957の2（次の図に示す部分に限る。）、958、959、962から964まで、965（次の図に示す部分に限る。）、966から968まで、969の1、969の2、969の4、969の5、969の13から969の16まで、970、971、973の1、973の2、974から977まで、字奥若浪979から981まで、982の1、982の2、983、984の2から984の53まで、985、986、987の1から987の66まで、987の69から987の175まで、990、991の1から991の34まで、997の1から997の3まで、997の6から997の24まで、大字小船字奥田605、605の1、605の3から605の5まで、605の7、606の1、606の7から606の10まで、606の12から606の14まで、610の2、619の1、字奥クソキ747の6、748の2、752の2、764の2、766の1、字鍋土957、958、959の1から959の3まで、字高山962、964、965、965の1、966、967の1、967の2、968、970、971、972の2、972の3、973、字イラ原上974から977まで、978の1から978の6まで、979、980、字カン町991の1、992から997まで、998の1、

998の2、999の7、999の8、999の10から999の12まで、1000から1002まで、1003の1、1003の2、1004、1005、  
字マクワ上1009から1012まで、1017の2、1018から1022まで、字大瀬之谷1026の1から1026の13まで、1027の  
1から1027の27まで、1028、1028の1から1028の54まで、1030の1から1030の14まで、1031の1から1031の8  
まで、字カシナミ下ノ平1093の1から1093の3まで、1093の5から1093の15まで、1093の17から1093の23まで、  
1093の29、1095の2から1095の28まで、1095の31から1095の44まで、1095の46、字カシナミ上ノ平1096、1097、  
1098の1から1098の3まで、1099、字クソギ谷1149の5、1150の1から1150の29まで、1150の31、1150の32、  
1150の34、1150の35、1150の37、1152の1から1152の52まで、1152の56、1154の1から1154の10まで

2 保安林として指定された目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

根木谷川（Ⅰ－1－1－10－3）、奥遠川（Ⅰ－1－1－10－20）、オリ谷川（Ⅰ－1－1－10－21）、  
水根谷川（Ⅰ－1－1－10－22）、鐘鑄谷川（Ⅰ－1－1－10－45）、下新田谷川（Ⅰ－1－1－10－52）、  
中新田谷川（Ⅱ－1－1－10－2）、奥新田谷川（Ⅱ－1－1－10－7）、三滝谷川（Ⅱ－1－1－10－8）、  
片山谷川（Ⅱ－1－1－10－15）、三谷川（Ⅱ－1－1－10－17）、大智谷川（Ⅱ－1－1－10－21）、棚  
田川（Ⅲ－1－1－10－③）、小畑谷川（Ⅲ－1－1－10－④）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

下谷地区（Ⅰ－1124）、片山地区（Ⅱ－2338）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

（3）土砂災害警戒区域の名称

片山地区（31）、奥長瀬地区（32）、佐貫地区（33）、小河内地区（34）、山上地区（35）、小倉地区（36）、神馬地区（37）、神馬地区（122）、先城地区（124）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

### 鳥取県告示第150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（3）土砂災害警戒区域の名称

辻西川地区（Ⅰ－138）、小羽尾C地区（Ⅲ－4115）、小羽尾D地区（Ⅲ－4116）、岩本H地区（Ⅲ－4134）、浦富M地区（Ⅲ－4138）、新井D地区（Ⅲ－4139）、浦富N地区（Ⅲ－4140）、浦富O地区（Ⅲ－4141）、牧谷E地区（Ⅲ－4142）、岩本J地区（Ⅲ－4146）、新井E地区（Ⅲ－4149）、太田D地区（Ⅲ－4150）、恩志D地区（Ⅲ－4153）、恩志G地区（Ⅲ－4156）、高山C地区（Ⅲ－4157）、恩志I地区（Ⅲ－4159）、宇治地区（Ⅲ－4160）、宇治B地区（Ⅲ－4161）、宇治C地区（Ⅲ－4162）、岩井D地区（Ⅲ－4165）、岩井F地区（Ⅲ－4168）、岩井G地区（Ⅲ－4169）、真名地区（Ⅲ－4170）、白地地区（Ⅲ－4172）、真名C地区（Ⅲ－4173）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

（3）土砂災害警戒区域の名称

長谷地区（1）、平野地区（5）、塩谷地区（81）、洗井地区（102）、洗井地区（104）、洗井地区（106）、釜戸地区（108）、釜戸2地区（117）、唐川地区（125）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
吉鈿地区（67）、佐木谷地区（68）、下多田地区（69）、丸山地区（70）、桜子地区（113）、無坂地区（71）、白谷地区（72）、茶屋地区（73）、共栄地区（74）、笠木地区（75）、山裏地区（76）、宮内地区（77）、木谷地区（78）、上萩山地区（79）、新山地区（80）、上石見地区（93）、狩場地区（94）、三栄地区（114）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
日野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
小原地区（63）、門谷地区（64）、門地区（65）、横路地区（66）、下黒坂地区（95）、榎市地区（96）、別所地区（97）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第153号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
俣野地区（61）、池ノ内地区（98）、三平山地区（115）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第154号**

平成19年鳥取県告示第313号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域  
國中谷川（I-1-1-8-24）、深谷川（I-1-1-10-1）、杣小屋谷川（I-1-1-10-2）、上稲常谷川（I-1-1-10-4）、大平川（I-1-1-10-5）、三谷谷川（I-1-1-10-6）、福和田谷川（I-1-1-10-7）、釜口谷川（I-1-1-10-8）、六日市下谷川（I-1-1-10-9）、六日市中谷川（I-1-1-10-10）、和奈見谷川（I-1-1-10-11）、奥の谷川（I-1-1-10-12）、クモ谷川（I-1-1-10-13）、荒倉谷川（I-1-1-10-14）、今西川（I-1-1-10-15）、上今西川（I-1-1-10-16）、小倉川（I-1-1-10-17）、大空川（I-1-1-10-18）、山上川（I-1-1-10-19）、下水根谷川（I-1-1-10-23）、湯坂谷川（I-1-1-10-24）、福田谷川（I-1-1-10-25）、三百川（I-1-1-10-26）、大谷川（I-1-1-10-27）、下佐貫谷川（I-1-1-10-28）、鹿野谷川（I-1-1-10-30）、前田川（I-1-1-10-31）、本角川（I-1-1-10-32）、小谷川（I-1-1-10-33）、本坂川（I-1-1-10-34）、中谷川（I-1-1-10-35）、奥谷川（I-1-1-10-36）、モジア谷川（I-1-1-10-38）、曾我谷川（I-1-1-10-39）、通り谷川（I-1-1-10-40）、桶ヶ谷川（I-1-1-10-41）、新田川（I-1-1-10-42）、中代東平川（I-1-1-10-43）、諏訪谷川（I-1-1-10-44）、谷一水川（I-1-1-10-46）、下一木川（I-1-1-10-47）、城谷川（I-1-1-10-48）、大ざく谷川（I-1-1-10-49）、長瀬中谷川（I-1-1-10-50）、下モ谷川（I-1-1-10-51）、下片山谷川（I-1-1-10-53）、中片山

谷川（Ⅰ－１－１－１０－５４）、下諏訪谷川（Ⅰ－１－１－１０－５５）、佐貫谷川（Ⅰ－１－１－１０－５６）、後谷川（Ⅰ－１－１－１０－５７）、新谷川（Ⅱ－１－１－１０－３）、上新田谷川（Ⅱ－１－１－１０－４）、新田谷川（Ⅱ－１－１－１０－５）、奥下新田谷川（Ⅱ－１－１－１０－６）、落河内川（Ⅱ－１－１－１０－９）、白口谷川（Ⅱ－１－１－１０－１０）、釜ヶ谷川（Ⅱ－１－１－１０－１１）、下落河内谷川（Ⅱ－１－１－１０－１２）、坂根谷川（Ⅱ－１－１－１０－１６）、山手谷川（Ⅱ－１－１－１０－１９）、六日市上谷川（Ⅱ－１－１－１０－２０）、大月谷川（Ⅱ－１－１－１０－２２）、日柄谷川（Ⅱ－１－１－１０－２３）、尾上谷川（Ⅱ－１－１－１０－２４）、棚田谷川（Ⅱ－１－１－１０－２５）、小河内谷川（Ⅱ－１－１－１０－２６）、小河内川（Ⅱ－１－１－１０－２７）、船谷川（Ⅱ－１－１－１０－２８）、上田中谷川（Ⅱ－１－１－１０－２９）、小畑谷川（Ⅱ－１－１－１０－３０）、北牛戸谷川（Ⅱ－１－１－１０－３１）、天神原川（Ⅱ－１－１－１０－３２）、谷一木下谷川（Ⅱ－１－１－１０－３４）、谷一木中谷川（Ⅱ－１－１－１０－３５）、谷一木上谷川（Ⅱ－１－１－１０－３６）、長瀬谷川（Ⅱ－１－１－１０－３７）、引野谷川（Ⅱ－１－１－１０－３８）、上ミ岡谷川（Ⅱ－１－１－１０－３９）、北村地区（Ⅰ－４００）、滝ノ平地区（Ⅰ－４０１）、神馬Ａ地区（Ⅰ－４０２）、神馬Ｂ地区（Ⅰ－４０３）、小河内地区（Ⅰ－４０４）、小倉地区（Ⅰ－４０７）、今西Ａ地区（Ⅰ－４０９）、今西Ｂ地区（Ⅰ－４１０）、奥ノ谷地区（Ⅰ－４１１）、大門地区（Ⅰ－４１２）、高福地区（Ⅰ－４１５）、棚組地区（Ⅰ－４１６）、谷一木地区（Ⅰ－４２１）、渡一木Ｃ地区（Ⅰ－４２４）、上山手地区（Ⅰ－４２６）、山滝谷地区（Ⅰ－４２７）、稲常Ａ地区（Ⅰ－４２８）、稲常Ｂ地区（Ⅰ－４２９）、水火地区（Ⅰ－４３０）、中井Ａ地区（Ⅰ－１１１８）、中井Ｂ地区（Ⅰ－１１１９）、大平地区（Ⅰ－１１２２）、谷一木Ｂ地区（Ⅰ－１２８０）、正法寺地区（Ⅰ－１２８１）、小畑地区（Ⅰ－１２８２）、西土居地区（Ⅰ－１２８３）、西土居Ｂ地区（Ⅰ－１２８４）、小倉Ｂ地区（Ⅰ－１２８５）、水根地区（Ⅰ－１２８６）、北村Ｂ地区（Ⅰ－１２８７）、下曳田Ｂ地区（Ⅰ－人工１１２０）、上渡一木地区（Ⅰ－人工１１２１）、本角地区（Ⅰ－人工４０５）、大谷地区（Ⅰ－人工４１３）、下佐貫地区（Ⅰ－人工４１４）、曳田地区（Ⅰ－人工４１８）、下曳田地区（Ⅰ－人工４１９）、上ノ段地区（Ⅰ－人工４２２）、渡一木Ｂ地区（Ⅰ－人工４２３）、坂根地区（Ⅱ－２３３５）、坂根Ｂ地区（Ⅱ－２３３６）、坂根Ｃ地区（Ⅱ－２３３７）、長瀬Ｂ地区（Ⅱ－２３３９）、奥長瀬地区（Ⅱ－２３４０）、谷一木Ｃ地区（Ⅱ－２３４１）、谷一木Ｄ地区（Ⅱ－２３４２）、渡一木Ｄ地区（Ⅱ－２３４３）、下曳田Ｃ地区（Ⅱ－２３４４）、引野地区（Ⅱ－２３４６）、佐貫地区（Ⅱ－２３４７）、中村地区（Ⅱ－２３４８）、水根Ｂ地区（Ⅱ－２３４９）、水根Ｃ地区（Ⅱ－２３５０）、水根Ｄ地区（Ⅱ－２３５１）、水根Ｅ地区（Ⅱ－２３５２）、荒倉地区（Ⅱ－２３５３）、水根Ｆ地区（Ⅱ－２３５４）、山上地区（Ⅱ－２３５５）、山上Ｂ地区（Ⅱ－２３５６）、西土居Ｃ地区（Ⅱ－２３５７）、小倉Ｃ地区（Ⅱ－２３５８）、小倉Ｄ地区（Ⅱ－２３５９）、小倉Ｅ地区（Ⅱ－２３６０）、牛戸地区（Ⅱ－２３６１）、牛戸Ｂ地区（Ⅱ－２３６２）、本鹿地区（Ⅱ－２３６３）、小河内地区（Ⅱ－２３６４）、小河内Ｂ地区（Ⅱ－２３６５）、小河内Ｃ地区（Ⅱ－２３６６）、神馬Ｃ地区（Ⅱ－２３６７）、湯谷地区（Ⅱ－２３６８）、小畑地区（Ⅱ－２３６９）、田中地区（Ⅱ－２３７０）、河原畑地区（Ⅱ－２３７１）、落河内地区（Ⅱ－２３７２）、落河内Ｂ地区（Ⅱ－２３７３）、落河内Ｃ地区（Ⅱ－２３７４）、落河内Ｄ地区（Ⅱ－２３７５）、正法寺Ｂ地区（Ⅱ－人工２３４５）

2 変更した年月日 平成25年3月5日

### 鳥取県告示第155号

平成20年鳥取県告示第230号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに岩美町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

下沓井川（Ⅰ－２－７－３－８）、屋敷川（Ⅰ－２－７－３－９）、香谷川（Ⅰ－２－７－３－１１）、岩井谷川（Ⅰ－２－７－３－１２）、日の谷川（Ⅰ－２－７－３－１３）、小瀬谷川支川（Ⅰ－２－７－３－１４）、小

瀬谷川（I-2-7-3-15）、奥土井川（I-2-7-3-16）、東谷川（I-2-7-3-17）、釜戸川（I-2-7-3-18）、木コリ谷川（I-2-7-3-19）、長郷川（I-2-7-3-20）、谷川（I-2-7-3-21）、下仏谷川（I-2-7-3-26）、仏谷川（I-2-7-3-27）、蒲生谷川（I-2-7-3-28）、奥土井川（I-2-7-3-29）、森の奥川（I-2-7-3-30）、銀山川（I-2-7-3-32）、桶ヶ谷川（I-2-7-3-33）、銀山北谷川（I-2-7-3-34）、法正寺右谷川（I-2-7-3-35）、法正寺中谷川（I-2-7-3-36）、梅が谷川（I-2-7-3-37）、家ノ奥川（I-2-7-3-38）、家ノ奥川（I-2-7-3-39）、蒲生川（I-2-7-3-40）、寺谷川（I-2-7-3-42）、瀬戸川（I-2-7-3-43）、平野東谷川（I-2-7-3-44）、屋敷川（I-2-7-3-45）、蒲生川右支溪1（I-2-7-3-47）、蒲生川左支溪1（I-2-7-3-48）、小田川右支溪1（I-2-7-3-51）、蒲生川左支溪2（I-2-7-3-52）、蒲生川左支溪3（I-2-7-3-53）、井の谷川（I-2-8-3-10）、相谷川（I-2-8-3-41）、吉田川左支溪1（I-2-8-3-49）、吉田川左支溪2（I-2-8-3-50）、直谷川（I-2-9-3-22）、田河内川（I-2-9-3-23）、はこび谷川（I-2-9-3-24）、田後川（I-3-5-3-1）、左田後谷川（I-3-5-3-2）、才谷川（I-3-5-3-3）、小栗川（I-3-5-3-4）、奥ノ谷川（I-3-5-3-5）、穏畑川（I-3-5-3-6）、柄見谷川（I-3-5-3-7）、海岸1（I-3-5-3-46）、田後川右支溪（I-3-5-3-54）、小谷川（II-2-7-3-4）、池谷川（II-2-7-3-5）、村ノ内川（II-2-7-3-6）、立岩谷川（II-2-7-3-7）、松尾谷川（II-2-7-3-10）、大坂川（II-2-7-3-11）、嫁ヶ谷川（II-2-7-3-13）、鳥越谷川（II-2-7-3-14）、下谷川（II-2-7-3-15）、笹谷川（II-2-7-3-16）、万願寺川1（II-2-7-3-17）、蒲生川右支溪2（II-2-7-3-18）、蒲生川右支溪3（II-2-7-3-19）、蒲生川右支溪4（II-2-7-3-20）、相谷川右支溪1（II-2-8-3-21）上町地区（I-127）、小羽尾地区（I-128）、大羽尾A地区（I-129）、大羽尾B地区（I-130）、市坂地区（I-131）、牧谷A地区（I-132）、牧谷B地区（I-133）、牧谷C地区（I-134）、中前田地区（I-135）、浦富地区（I-136）、宮谷地区（I-137）、小栗地区（I-139）、田後B地区（I-140）、田後地区（I-141）、田後A地区（I-142）、網代A地区（I-143）、網代B地区（I-144）、網代地区（I-145）、網代C地区（I-146）、沓井地区（I-147）、岩本地区（I-148）、岩本B地区（I-149）、日比野山地区（I-150）、清水地区（I-151）、平野地区（I-152）、宮越地区（I-153）、太田地区（I-154）、天井谷地区（I-155）、南屋敷地区（I-156）、岩常地区（I-157）、高住地区（I-158）、下長江地区（I-159）、院内A地区（I-160）、向畑地区（I-161）、黒谷地区（I-162）、佐坂地区（I-163）、釜戸地区（I-164）、村ノ内地区（I-165）、稲荷地区（I-166）、外邑地区（I-167）、唐川地区（I-168）、大谷屋敷地区（I-169）、小柴地区（I-170）、院内B地区（I-171）、荒金A地区（I-172）、中新宮地区（I-173）、荒金B地区（I-174）、惣座地区（I-175）、新井地区（I-176）、坪井地区（I-177）、鎮坂地区（I-178）、恩志地区（I-179）、用路口地区（I-180）、岩井地区（I-181）、宮ノ下地区（I-182）、前河原地区（I-183）、長者谷地区（I-184）、田河内地区（I-185）、大野下地区（I-186）、中土居地区（I-187）、中村前田地区（I-188）、上土居地区（I-189）、東土居A地区（I-190）、東土居B地区（I-191）、木ノ下地区（I-192）、相山地区（I-193）、馬場地区（I-194）、寺谷口地区（I-195）、法正寺地区（I-196）、蒲生A地区（I-197）、蒲生B地区（I-198）、山ノ神地区（I-199）、小屋敷地区（I-200）、横尾地区（I-201）、西側地区（I-202）、蕪島地区（I-203）、鳥越地区（I-204）、浦富A地区（I-1082）、浦富B地区（I-1083）、田後C地区（I-1084）、田後D地区（I-1085）、長谷地区（I-1086）、浦富C地区（I-1231）、浦富D地区（I-1232）、岩本C地区（I-1233）、高山地区（I-1234）、塩谷地区（I-1235）、鳥越B地区（I-1236）、浦富E地区（I-1237）、中高校地区（I-1541）、浦富地区（I-人工3）、蒲生地区（I-人工4）、浦富F地区（II-2104）、浦富G地区（II-2105）、牧谷D地区（II-2106）、小羽尾B地区（II-2107）、新井B地区（II-2108）、新井C地区（II-2109）、岩本D地区（II-2110）、向山地区（II-2111）、岩常B地区（II-2112）、高住B地区（II-2113）、佐坂B地区（II-2114）、荒金C地区（II-2115）、荒金D地区（II-2116）、延興寺地区（II-2117）、唐川B地区（II-2118）、小田地区（II-2119）、

大坂地区（Ⅱ－2120）、広岡地区（Ⅱ－2121）、恩志B地区（Ⅱ－2122）、恩志C地区（Ⅱ－2123）、田河内B地区（Ⅱ－2124）、相山B地区（Ⅱ－2125）、相山C地区（Ⅱ－2126）、塩谷B地区（Ⅱ－2127）、塩谷C地区（Ⅱ－2128）、塩谷D地区（Ⅱ－2129）、銀山地区（Ⅱ－2130）、洗井地区（Ⅱ－2131）、鳥越C地区（Ⅱ－2132）、鳥越D地区（Ⅱ－2133）、岩本E地区（Ⅱ－2134）、太田B地区（Ⅱ－2135）、陸上地区（Ⅱ－2136）、浦富H地区（Ⅱ－2137）、高山B地区（Ⅱ－2138）、岩井B地区（Ⅱ－2139）、田河内C地区（Ⅱ－3578）、洗井B地区（Ⅱ－3579）

2 変更した年月日 平成25年3月5日

### 鳥取県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

#### （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

#### （3）土砂災害特別警戒区域の名称

国中谷川（Ⅰ－1－1－8－24）、深谷川（Ⅰ－1－1－10－1）、柚小屋谷川（Ⅰ－1－1－10－2）、根木谷川（Ⅰ－1－1－10－3）、上稲常谷川（Ⅰ－1－1－10－4）、大平川（Ⅰ－1－1－10－5）、三谷谷川（Ⅰ－1－1－10－6）、福和田谷川（Ⅰ－1－1－10－7）、釜口谷川（Ⅰ－1－1－10－8）、六日市中谷川（Ⅰ－1－1－10－10）、和奈見谷川（Ⅰ－1－1－10－11）、奥の谷川（Ⅰ－1－1－10－12）、クモ谷川（Ⅰ－1－1－10－13）、上今西川（Ⅰ－1－1－10－16）、小倉川（Ⅰ－1－1－10－17）、大空川（Ⅰ－1－1－10－18）、福田谷川（Ⅰ－1－1－10－25）、三百川（Ⅰ－1－1－10－26）、下佐貫谷川（Ⅰ－1－1－10－28）、鹿野谷川（Ⅰ－1－1－10－30）、本角川（Ⅰ－1－1－10－32）、小谷川（Ⅰ－1－1－10－33）、中谷川（Ⅰ－1－1－10－35）、奥谷川（Ⅰ－1－1－10－36）、通り谷川（Ⅰ－1－1－10－40）、桶ヶ谷川（Ⅰ－1－1－10－41）、中代東平川（Ⅰ－1－1－10－43）、谷一水川（Ⅰ－1－1－10－46）、大ざく谷川（Ⅰ－1－1－10－49）、長瀬中谷川（Ⅰ－1－1－10－50）、下新田谷川（Ⅰ－1－1－10－52）、下片山谷川（Ⅰ－1－1－10－53）、佐貫谷川（Ⅰ－1－1－10－56）、中新田谷川（Ⅱ－1－1－10－2）、新谷川（Ⅱ－1－1－10－3）、上新田谷川（Ⅱ－1－1－10－4）、新田谷川（Ⅱ－1－1－10－5）、奥下新田谷川（Ⅱ－1－1－10－6）、奥新田谷川（Ⅱ－1－1－10－7）、三滝谷川（Ⅱ－1－1－10－8）、落河内川（Ⅱ－1－1－10－9）、白口谷川（Ⅱ－1－1－10－10）、釜ヶ谷川（Ⅱ－1－1－10－11）、下落河内谷川（Ⅱ－1－1－10－12）、六日市上谷川（Ⅱ－1－1－10－20）、大智谷川（Ⅱ－1－1－10－21）、大月谷川（Ⅱ－1－1－10－22）、日柄谷川（Ⅱ－1－1－10－23）、尾上谷川（Ⅱ－1－1－10－24）、小河内川（Ⅱ－1－1－10－27）、船谷川（Ⅱ－1－1－10－28）、上田中谷川（Ⅱ－1－1－10－29）、小畑谷川（Ⅱ－1－1－10－30）、北牛戸谷川（Ⅱ－1－1－10－31）、天神原川（Ⅱ－1－1－10－32）、谷一木下谷川（Ⅱ－1－1－10－34）、谷一木中谷川（Ⅱ－1－1－10－35）、谷一木上谷川（Ⅱ－1－1－10－36）、長瀬谷川（Ⅱ－1－1－10－37）、引野谷川（Ⅱ－1－1－10－38）、上ミ岡谷川（Ⅱ－1－1－10－39）、小畑谷川（Ⅲ－1－1－10－④）

#### （4）土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

#### （5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下

「政令」という。) 第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

北村地区 (I-400)、滝ノ平地区 (I-401)、神馬A地区 (I-402)、神馬B地区 (I-403)、小河内地区 (I-404)、小倉地区 (I-407)、今西A地区 (I-409)、今西B地区 (I-410)、奥ノ谷地区 (I-411)、大門地区 (I-412)、高福地区 (I-415)、棚組地区 (I-416)、谷一木地区 (I-421)、渡一木C地区 (I-424)、上山手地区 (I-426)、山滝谷地区 (I-427)、稲常A地区 (I-428)、稲常B地区 (I-429)、水火地区 (I-430)、中井A地区 (I-1118)、中井B地区 (I-1119)、大平地区 (I-1122)、下谷地区 (I-1124)、谷一木B地区 (I-1280)、正法寺地区 (I-1281)、小畑地区 (I-1282)、西土居地区 (I-1283)、西土居B地区 (I-1284)、小倉B地区 (I-1285)、水根地区 (I-1286)、北村B地区 (I-1287)、下曳田B地区 (I-人工1120)、上渡一木地区 (I-人工1121)、本角地区 (I-人工405)、大谷地区 (I-人工413)、下佐貫地区 (I-人工414)、曳田地区 (I-人工418)、下曳田地区 (I-人工419)、渡一木B地区 (I-人工423)、坂根地区 (II-2335)、坂根B地区 (II-2336)、坂根C地区 (II-2337)、片山地区 (II-2338)、長瀬B地区 (II-2339)、奥長瀬地区 (II-2340)、谷一木C地区 (II-2341)、谷一木D地区 (II-2342)、渡一木D地区 (II-2343)、下曳田C地区 (II-2344)、引野地区 (II-2346)、佐貫地区 (II-2347)、中村地区 (II-2348)、水根B地区 (II-2349)、水根C地区 (II-2350)、水根D地区 (II-2351)、水根E地区 (II-2352)、荒倉地区 (II-2353)、水根F地区 (II-2354)、山上地区 (II-2355)、山上B地区 (II-2356)、西土居C地区 (II-2357)、小倉C地区 (II-2358)、小倉D地区 (II-2359)、小倉E地区 (II-2360)、牛戸地区 (II-2361)、牛戸B地区 (II-2362)、本鹿地区 (II-2363)、小河内地区 (II-2364)、小河内B地区 (II-2365)、小河内C地区 (II-2366)、神馬C地区 (II-2367)、湯谷地区 (II-2368)、小畑地区 (II-2369)、田中地区 (II-2370)、河原畑地区 (II-2371)、落河内地区 (II-2372)、落河内B地区 (II-2373)、落河内C地区 (II-2374)、落河内D地区 (II-2375)、正法寺B地区 (II-人工2345)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第157号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 8 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成25年 3 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

## 土石流

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

屋敷川 (I-2-7-3-9)、香谷川 (I-2-7-3-11)、岩井谷川 (I-2-7-3-12)、日の谷川 (I-2-7-3-13)、小瀬谷川支川 (I-2-7-3-14)、小瀬谷川 (I-2-7-3-15)、奥土井川 (I-2-7-3-16)、東谷川 (I-2-7-3-17)、釜戸川 (I-2-7-3-18)、谷川 (I-2-7-3-21)、下仏谷川 (I-2-7-3-26)、蒲生谷川 (I-2-7-3-28)、奥土井川 (I-2-7-3-29)、銀山川 (I-2-7-3-32)、銀山北谷川 (I-2-7-3-34)、法正寺右谷川 (I-2-7-3-35)、法正寺中谷川 (I-2-7-3-36)、梅が谷川 (I-2-7-3-37)、家ノ奥川 (I-2-7-3-38)、家ノ奥川 (I-2-7-3-39)、蒲生川 (I-2-7-3-40)、寺谷川 (I-2-7-3-42)、瀬戸川 (I-2-7-3-43)、平野東谷川 (I-2-7-3-44)、蒲生川右支溪 1 (I-2-7-3-47)、蒲生川左支溪 1 (I-2-7-3-48)、小田川右支溪 1 (I-2-7-3-51)、蒲生川左支溪 2 (I-2-7-3-52)、蒲生川左支溪 3 (I-2-7-3-53)、吉田川左支溪 1 (I-2-8-3-49)、直谷川 (I-2-9-3-22)、はこび谷川 (I-2-9-3-24)、左田後谷川 (I-3-5-3-2)、穏畑川 (I-3-5-3-6)、海岸 1 (I-3-5-3-46)、田後川右支溪 (I-3-5-3-54)、小谷川 (II-2-7-3-4)、池谷川 (II-2-7-3-5)、村ノ内川 (II-2-7-3-6)、立岩谷川 (II-2-7-3-7)、大坂川 (II-2-7-3-11)、嫁ヶ谷川 (II-2-7-3-13)、鳥越谷川 (II-2-7-3-14)、笹谷川 (II-2-7-3-16)、万願寺川 1 (II-2-7-3-17)、蒲生川右支溪 2 (II-2-7-3-18)、蒲生川右支溪 3 (II-2-7-3-19)、蒲生川右支溪 4 (II-2-7-3-20)、相谷川右支溪 1 (II-2-8-3-21)

## (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号。以下「政令」という。) 第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

岩美町

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

上町地区 (I-127)、小羽尾地区 (I-128)、大羽尾A地区 (I-129)、大羽尾B地区 (I-130)、市坂地区 (I-131)、牧谷A地区 (I-132)、牧谷B地区 (I-133)、牧谷C地区 (I-134)、中前田地区 (I-135)、浦富地区 (I-136)、宮谷地区 (I-137)、辻西川地区 (I-138)、小栗地区 (I-139)、田後B地区 (I-140)、田後地区 (I-141)、田後A地区 (I-142)、網代A地区 (I-143)、網代B地区 (I-144)、網代地区 (I-145)、網代C地区 (I-146)、沓井地区 (I-147)、岩本地区 (I-148)、岩本B地区 (I-149)、日比野山地区 (I-150)、清水地区 (I-151)、平野地区 (I-152)、宮越地区 (I-153)、太田地区 (I-154)、天井谷地区 (I-155)、南屋敷地区 (I-156)、岩常地区 (I-157)、高住地区 (I-158)、下長江地区 (I-159)、院内A地区 (I-160)、向畑地区 (I-161)、黒谷地区 (I-162)、佐坂地区 (I-163)、釜戸地区 (I-164)、村ノ内地区 (I-165)、稲荷地区 (I-166)、外邑地区 (I-167)、唐川地区 (I-168)、大谷屋敷地区 (I-169)、小柴地区 (I-170)、院内B地区 (I-171)、荒金A地区 (I-172)、中新宮地区 (I-173)、荒金B地区 (I-174)、惣座地区 (I-175)、新井地区 (I-176)、坪井地区 (I-177)、鎮坂地区 (I-178)、恩志地区 (I-179)、用路口地区 (I-180)、岩井地区 (I-181)、宮ノ下地区 (I-182)、前河原地区 (I-183)、長者谷地区 (I-184)、田河内地区 (I-185)、大野下地区 (I-186)、中土居地区 (I-187)、中村前田地区 (I-188)、上土居地区 (I-189)、東土居A地区 (I-190)、東土居B地区 (I-191)、木ノ下地区 (I-192)、相山地区 (I-193)、馬場地区 (I-194)、寺谷口地区 (I-195)、法正寺地区

(I-196)、蒲生A地区(I-197)、蒲生B地区(I-198)、山ノ神地区(I-199)、小屋敷地区(I-200)、横尾地区(I-201)、西側地区(I-202)、蕪島地区(I-203)、鳥越地区(I-204)、浦富A地区(I-1082)、浦富B地区(I-1083)、田後C地区(I-1084)、田後D地区(I-1085)、長谷地区(I-1086)、浦富C地区(I-1231)、浦富D地区(I-1232)、岩本C地区(I-1233)、高山地区(I-1234)、塩谷地区(I-1235)、鳥越B地区(I-1236)、浦富E地区(I-1237)、中高校地区(I-1541)、浦富地区(I-人工3)、蒲生地区(I-人工4)、浦富F地区(II-2104)、浦富G地区(II-2105)、牧谷D地区(II-2106)、小羽尾B地区(II-2107)、新井B地区(II-2108)、新井C地区(II-2109)、岩本D地区(II-2110)、向山地区(II-2111)、岩常B地区(II-2112)、高住B地区(II-2113)、佐坂B地区(II-2114)、荒金C地区(II-2115)、荒金D地区(II-2116)、延興寺地区(II-2117)、唐川B地区(II-2118)、小田地区(II-2119)、大坂地区(II-2120)、広岡地区(II-2121)、恩志B地区(II-2122)、恩志C地区(II-2123)、田河内B地区(II-2124)、相山B地区(II-2125)、相山C地区(II-2126)、塩谷B地区(II-2127)、塩谷C地区(II-2128)、塩谷D地区(II-2129)、銀山地区(II-2130)、洗井地区(II-2131)、鳥越C地区(II-2132)、鳥越D地区(II-2133)、岩本E地区(II-2134)、太田B地区(II-2135)、陸上地区(II-2136)、浦富H地区(II-2137)、高山B地区(II-2138)、岩井B地区(II-2139)、田河内C地区(II-3578)、洗井B地区(II-3579)、小羽尾C地区(III-4115)、小羽尾D地区(III-4116)、岩本H地区(III-4134)、浦富M地区(III-4138)、新井D地区(III-4139)、浦富N地区(III-4140)、浦富O地区(III-4141)、牧谷E地区(III-4142)、岩本J地区(III-4146)、新井E地区(III-4149)、太田D地区(III-4150)、恩志D地区(III-4153)、恩志G地区(III-4156)、高山C地区(III-4157)、恩志I地区(III-4159)、宇治地区(III-4160)、宇治B地区(III-4161)、宇治C地区(III-4162)、岩井D地区(III-4165)、岩井F地区(III-4168)、岩井G地区(III-4169)、真名地区(III-4170)、白地地区(III-4172)、真名C地区(III-4173)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第158号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

| 事業者の名称又は氏名         | 指定に係る事業所の名称     | 指定に係る事業所の所在地    | 指定年月日     | サービスの種類 |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|---------|
| 株式会社ハピネライ<br>フケア鳥取 | ハピネリハピリセン<br>ター | 鳥取市南吉方二丁<br>目24 | 平成25年3月1日 | 通所介護    |

### 鳥取県告示第159号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

| 事業者の名称又は氏名     | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日     | サービスの種類  |
|----------------|-------------|--------------|-----------|----------|
| 株式会社ハビネライフケア鳥取 | ハビネリハビリセンター | 鳥取市南吉方二丁目24  | 平成25年3月1日 | 介護予防通所介護 |

**鳥取県告示第160号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日      | サービスの種類         |
|------------|-------------|--------------|------------|-----------------|
| 有限会社日進設備工業 | 有限会社日進設備工業  | 東伯郡北栄町下神1-1  | 平成25年2月27日 | 福祉用具貸与、特定福祉用具販売 |

**鳥取県告示第161号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 指定年月日      | サービスの種類                 |
|------------|-------------|--------------|------------|-------------------------|
| 有限会社日進設備工業 | 有限会社日進設備工業  | 東伯郡北栄町下神1-1  | 平成25年2月27日 | 介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売 |

**鳥取県告示第162号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称<br>又は氏名 | 指定に係る事<br>業所の名称 | 指定に係る事業<br>所の所在地 | 届出年月日      | 廃止年月日      | サービスの種類              |
|----------------|-----------------|------------------|------------|------------|----------------------|
| 医療法人市場<br>医院   | 医療法人市場<br>医院    | 境港市馬場崎町<br>177   | 平成25年2月26日 | 平成25年3月15日 | 訪問看護、訪問リ<br>ハビリテーション |

**鳥取県告示第163号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称<br>又は氏名 | 指定に係る事<br>業所の名称 | 指定に係る事業<br>所の所在地 | 届出年月日      | 廃止年月日      | サービスの種類                              |
|----------------|-----------------|------------------|------------|------------|--------------------------------------|
| 医療法人市場<br>医院   | 医療法人市場<br>医院    | 境港市馬場崎町<br>177   | 平成25年2月26日 | 平成25年3月15日 | 介護予防訪問看<br>護、介護予防訪問<br>リハビリテーショ<br>ン |

**鳥取県告示第164号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年3月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成24年11月1日 鳥取県指令第201200105126号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市渡町字野山西
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
島根県松江市美保関町千酌1232  
寺本 英男  
島根県松江市美保関町千酌1232  
寺本 圭子

**鳥取県告示第165号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人中浜地区土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成25年 3 月 5 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

就任した清算人の氏名及び住所  
松 本 慶 境港市三軒屋町5388  
平成25年 1 月15日就任 任期 清算終了まで

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第 3 号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第 1 項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の 2 の規定に基づき、技能教育のための施設及び連携科目等を次のとおり指定したので、同令第33条の 3 の規定により告示する。

平成25年 3 月 5 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地  
学校法人鶏鳴学園あすなろ高等専修学校  
鳥取市湖山町二丁目228-1
- 2 連携科目等

| 連携措置をとることができる科目 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|-----------------------------|
| ビジネス基礎          | ビジネス基礎                      |
| ビジネス情報          | ビジネス情報                      |
| 電子商取引           | 電子商取引                       |

- 3 指定年月日  
平成25年 4 月 1 日

### 鳥取県教育委員会告示第 4 号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第 1 項の規定に基づき、指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設の名称の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成25年 3 月 5 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 変更の届出をした指定技能教育施設の名称  
学校法人鶏鳴学園あすなろ予備校
- 2 変更の届出があった事項  
指定技能教育施設の名称  
変更前 学校法人鶏鳴学園専修学校あすなろ予備校  
変更後 学校法人鶏鳴学園あすなろ予備校
- 3 変更年月日  
平成25年 4 月 1 日

**鳥取県教育委員会告示第 5 号**

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第 2 項の規定に基づき、連携科目等の指定の解除をしたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成25年 3 月 5 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 指定の解除をした指定技能教育施設の名称

学校法人鶏鳴学園あすなる予備校

- 2 指定の解除をした連携科目等

| 連携措置をとることができる科目 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|-----------------------------|
| ビジネス基礎          | ビジネス基礎                      |

- 3 指定の解除をした年月日

平成25年 4 月 1 日

**鳥取県教育委員会告示第 6 号**

学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第34条第 2 項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定をしたので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成25年 3 月 5 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 指定をした指定技能教育施設の名称

学校法人 i s m 若葉学習会専修学校

- 2 指定をした連携科目等

| 連携措置をとることができる科目 | 連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目 |
|-----------------|-----------------------------|
| マーケティング         | マーケティング                     |

- 3 指定年月日

平成25年 4 月 1 日